

〔食料・備蓄等関係〕

大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方及び備蓄の現況

1 重要物資確保の基準について

アルファ化米等

避難所生活者数の1食分を府及び市町村がそれぞれ備蓄

高齢者用食

避難所生活者数（要援護高齢者等）の1食分を府及び市町村がそれぞれ備蓄（人口比2%で算出）

粉ミルク

避難所生活者数（乳児）の1日分以上を府及び市町村がそれぞれ備蓄（人口比1.5%、人工授乳率70%で算出）

哺乳瓶

避難所生活者数（乳児）分を市町村が備蓄。府は予備分を備蓄（人口比1.5%、人工授乳率70%で算出）

毛布

避難所生活者数のうち災害時要援護者分〔子ども、高齢者等〕（人口比30%）を市町村が、その他を府がそれぞれ備蓄

おむつ

避難所生活者数（乳児）の1日分を府及び市町村がそれぞれ備蓄（人口比3%、1日5個で算出）

生理用品

避難所生活者数（女性）の1日分を府及び市町村がそれぞれ備蓄（幼児、高齢者を除いた人口〔人口比65%〕のうち女性〔人口比51%〕、1日5個で算出）

簡易トイレ

避難所生活者数100人に1基を市町村（ボックス型）が備蓄。府は組立型を500人に1基備蓄、調達する仮設トイレを含めて100人に1基を確保

2 大阪府の被害想定に基づく和泉市の重要物資備蓄量

（最大避難所生活者数：9,218人）

（平成16年10月1日現在）

	アルファ化米 (食)	高齢用食 (食)	粉ミルク (人・日)	哺乳ビン (本)	毛 布 (枚)	お む つ (枚)	生理用品 (枚)	簡易トイレ (組)
目 標 量	9,218	184	97	97	2,765	1,383	15,279	92
備 蓄 量	15,000	240	21,000 (350g × 60缶)	121	4,190	1,800	18,060	120

アルファ化米及び高齢者食：4年更新 粉ミルク：1年更新

大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

1 引渡手続

(1) 知事と市長の連絡ができる場合

ア 市長は、知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、「災害救助用食料緊急引渡申請書」を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請する。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 市長は、乾パンの引渡しを受ける際に、知事へ「災害救助用食料(乾パン)引渡受領書」を、精米の受渡しを受ける際に、供給業者へ「災害救助用食料(精米)受領書」を、漬物の引渡しを受ける際に、漬物保管者へ「災害救助用食料(漬物)受領書」を1部提出する。

(2) 交通、通信の途絶等のため知事と市長の連絡がつかない場合(市長が(1)の規定による災害救助用食料の引渡しを受けることができない場合)

ア 市長は、近畿農政局(大阪農政事務所)に「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」を提出し、「災害救助用米穀受領書」と米穀を受領する。

ただし、近畿農政局(大阪農政事務所)連絡の取れないときは、農林水産省指定倉庫の責任者に対して、直接、上記手続きを行う。

また、市長は漬物保管者に対し電話等で要請のうえ、「災害救助用漬物緊急引渡受領書」と引換えに漬物保管者の倉庫等から漬物を受領する。

ただし、漬物保管者に対して連絡のとれないときは、漬物保管者の倉庫等の責任者に対して、直接、上記手続きを行う。

イ 市長は、農林水産省指定倉庫から米穀を受領したときは、連絡のつき次第、知事に報告するとともに、速やかに「災害救助用米穀緊急引取報告書」を提出する。また、市長は漬物保管者の倉庫等から漬物を受領したときは、連絡のつき次第、知事に報告するとともに、速やかに「災害救助用漬物緊急引取報告書」を提出する。

2 引渡数量

緊急引渡を行う数量は、次表のとおりとする。

区分	品目		乾パン		漬物	
	米	穀				
被災者供給用	精米 1人1食当たり 200g 又は 玄米 1人1食当たり 220g		1人1食当たり	115g	1人1食当たり	20g
災害救助 従事者供給用	精米 1人1食当たり 300g 又は 玄米 1人1食当たり 330g		1人1食当たり	115g	1人1食当たり	20g

3 引渡場所等

災害の状況による緊急引渡しを行う引渡場所、引渡品目及び引渡しを受ける者の区分は、次表のとおりとする。

災 害 の 状 況	引 渡 場 所	引 渡 品 目	引渡を受ける者
知事と市長の連絡ができる場合	大阪府災害用備蓄倉庫	乾パン	知事又は市長
	大阪府の指定する場所	米穀（精米） 漬物	市長
交通、通信の途絶等のため知事と市長の連絡がつかない場合	政府倉庫及び農林水産省指定倉庫（大阪府災害用備蓄倉庫を除く。）	米穀（玄米）	市長
	漬物保管者倉庫	漬物	

給水拠点一覧

（平成16年4月1日現在）

地域別及びNo.	浄配水場	所在地	電話番号	有効貯水量m ³	最低貯留量m ³	取水動力：要	摘要
低 区	1 鶴山台配水場	鶴山台四丁目20 8		6,000	2,000	要	
	2 山荘配水場	山荘町327 1		3,200		要	
中 区 東	3 和田浄水場2系	和田町1	50 2346	1,600		要	
	3系	"		2,500		要	
	4 光明台低区配水場	光明台三丁目31		1,600		要	
	5 光明台高区配水場	光明台二丁目53 1		2,900	1,450	要	
	6 みずき台配水塔	みずき台二丁目32 3		500		要	
7 国分配水場	国分町807		200		要		
中 区 西	8 中央受配水場	いぶき野五丁目4 11	57 0050	14,600	7,300	不要	
	9 はつが野配水場	松尾寺町地内		9,500	9,500	要	
	10 テクノステージ配水池	テクノステージ二丁目5 8		5,000	3,000	要	
	11 テクノステージ加圧ポンプ場	テクノステージ一丁目6 1		256		要	
12 緊急貯水槽	郷荘中学校グラウンド		100	100			
高 区	13 父鬼浄水場No. 1	父鬼町448 1	99 0833	114		要	
	14 No. 2	"		250		要	
	15 春木川配水池	春木川町219		100		要	
	16 若櫻配水池	若櫻町94		550		要	
	17 坪井配水池	大野町1516		1,000		要	
	18 善正加圧ポンプ所	善正町18 4		51		要	
	19 南面利配水池	福瀬町1178 36		180			
他 事 業	20 信太山浄水場	王子町（官有地内）	44 0353	3,000		要	泉北水道企業団
	21 和泉浄水池	伏屋町五丁目7 10	57 2181	23,000		不要	大阪府営水道
合 計				76,201	23,350		